

情報取扱責任者 各位

株式会社 名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

決算短信の様式並びに決算短信及び添付資料の記載要領等の見直しについて

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、決算発表をはじめとして重要な会社情報の適時かつ適切な開示につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご案内のとおり、当取引所では、証券市場に対する投資者の信頼の維持・向上を図る観点から、本年2月に上場諸規則を改正し、上場管理制度全般にわたる見直しを実施しております¹。この中で、上場会社の親会社等に関する会社情報の開示の充実を図るため、本年3月期決算発表から、親会社等を有する上場会社は、決算内容の開示に際して、親会社等の商号、親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けなど、親会社等に関する一定の事項の開示を行っていただくこととしております。このほかにも、今般、コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実等を内容とする企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正が行われること等を踏まえ、定性的情報の記載要領の整備を行うなど、決算短信の様式・記載要領等を、下記のとおり見直しすることといたしました。

つきましては、平成17年3月期の決算発表及び平成17年3月中間期の中間決算発表から、別紙に示す新様式及び記載要領によりご発表いただきますようお願いいたします。

なお、本通知文の内容につきましては、貴社の決算発表事務担当者の皆様にもよろしくご周知いただきたく存じます。

敬 具

¹ 詳細は、平成17年1月31日付情報取扱責任者宛通知「会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しに伴う実務上の留意事項について」（名証自規G第3号）をご参照ください。

記

1. 親会社等に関する事項の開示（決算短信の添付資料の見直し：別紙46ページ(h)参照）

投資者の投資判断上、持株比率や取引関係をはじめとする親会社等との関係は有用な情報であり、当取引所では、従来から上場会社に対し、決算短信の添付資料における定性的情報において、「関連当事者（親会社等）との関係に関する基本方針」として、重要な関連当事者（とりわけ、親会社をはじめとする資本上位会社）との人事、資金、技術及び取引等の関係に係る基本的な考え方について開示すること等を要請してまいりましたが、今般、この内容を拡充するとともに規則化し、親会社等を有する全ての上場会社について、「親会社等に関する事項」の開示を義務付けることとしております（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、「適時開示規則」という。）第2条第9項、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い（以下、「適時開示規則の取扱い」という。）2の5（平成17年3月1日以後に終了する事業年度に係る決算から適用））。

つきましては、親会社等を有する上場会社におかれましては、決算短信の添付資料における定性的情報において、従前の「関連当事者（親会社等）との関係に関する基本方針」に代えて、以下のとおり、「親会社等に関する事項」を記載いただきますようお願いいたします。（親会社等を有しない上場会社は、項目を設けた上で、その旨記載してください。）

なお、「親会社等」とは、「親会社（注1）」及び「上場会社が他の会社の関連会社（注2）である場合における当該他の会社（注3）」のことをいいます。

（注1） 親会社：財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する親会社

（注2） 関連会社：財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社

（注3） 「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」は、財務諸表等規則第8条第16項第4号に規定する「その他の関係会社」と同義です。

原則として、最近事業年度の末日現在の状況について記載してください。ただし、その後、親会社又は「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」の異動が生じた場合は、その状況を踏まえて最近日現在の状況について記載してください。

親会社等が複数ある場合には、すべての親会社等についての記載が必要になります。

非上場の親会社等を有している上場会社に限らず、親会社等を有している上場会社全社に適用になります。

中間決算短信の添付資料における記載は任意となります。

（1）親会社等の商号等

親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する親会社等の所有割合（間接所有を含んだ割合を記載するとともに、間接所有の割合を内書きとして記載する。）、親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等（外国の証券取引所及び組織

された店頭市場を含む。)の商号又は名称を記載してください。

【開示例】

(平成○年○月○日現在)

親会社等	属性 (1)	親会社等の議 決権所有割合 (%) (2)	親会社等が発行する株券が上場され ている証券取引所等 (3)
○○株式会社	親会社	51.00 (40.00)	株式会社●●証券取引所 市場第一部 ▲▲証券取引所 (アメリカ合衆国)
株式会社	上場会社が他の会 社の関連会社であ る場合における当 該他の会社	30.00	なし

(注) 親会社等の議決権所有割合欄の()内は、間接被所有割合で内数である。

- 1 「親会社」又は「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」の別を記載する。
- 2 間接所有を含んだ割合を記載するとともに、間接所有の割合を内書きとして記載する。
- 3 複数ある場合はすべて記載する。

(2) 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

親会社等が複数ある場合は、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由を記載してください。上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある(影響が同等である)場合は、そのすべての会社について記載し、影響が同等である理由を記載してください。

(親会社等が複数でない場合は、この項目を設ける必要はありません。)

(3) 非上場の親会社等に関する会社情報の適時開示の免除の理由

親会社等(親会社等が複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社。上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある(影響が同等である)場合は、上場会社が選択したいずれか1社)が、国内の証券取引所に上場されている株券の発行者及び外国の証券取引所若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている株券(預託証券を含む。)の発行者でない場合で、当該親会社等について、非上場の親会社等に係る会社情報の適時開示が免除されているとき(適時開示規則の取扱い1の2(3)ただし書の適用を受ける場合)は、当該免除を求めるにあたり当取引所に提示した理由を記載してください。

(該当しない場合は、この項目を設ける必要はありません。)

(4) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等について記載してください。

<記載上の留意点>

親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けについて、親会社等やそのグループ企業との取引関係や資本関係などの面から記載してください。親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット等についても言及することが望まれます。

また、上場会社は、親会社等の企業グループとしての経営方針や親会社等による議決権保有・行使による影響を受けて活動する中においても、上場会社として、事業活動や経営判断において一定の独立性を有することが必要となりますが、そうした親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策について記載してください。

特に、親会社等又はそのグループ企業との間で、役員・従業員について相当数の兼務や出向者の受入れがある場合、金銭等の貸借関係、保証・被保証関係等がある場合、主要な製品に係るライセンス等の供与がある場合、営業取引における依存度合いが著しく高い場合、重要な製造設備等について賃借関係等がある場合などにあっては、これらの状況及びそのような形態を採っている理由を記載した上で、親会社等から一定の独立性が確保されているといえる理由を記載することが望まれます。

なお、親会社等が複数ある場合は、各社ごとに記載していただいても構いませんし、まとめて記載していただいても構いません。

(5) 親会社等との取引に関する事項

「関連当事者との取引」に関する注記（財務諸表等規則第8条の10又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4）のうち、親会社等との取引に関する事項を記載してください。

ただし、決算短信における財務諸表又は連結財務諸表中に、「関連当事者との取引」に関する注記を記載している場合には、当該注記を参照する旨を記載することで足りることとなります。

2. コーポレート・ガバナンスに関する開示等に係る記載要領の整備（決算短信の添付資料の見直し：別紙44ページ(g)参照）

当取引所では、平成15年3月期決算から「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況」を決算短信の添付資料における定性的情報にご記載いただくことを義務化し、具体的な記載要領については、「定性的情報の記載要領」においてご案内してきたところです。

ところが、昨年、会社情報の開示が適切に行われず、多くの投資者の信頼を損なうような事例が相次いで判明し、上場会社並びに証券市場に対する社会的な信頼の失墜を招きかねない事態が発生し、投資者の上場会社のコーポレート・ガバナンスに対する関心は非常に高くなっております。また、金融審議会においても、従来の有価証券報告書等におけるコーポレート・ガバナンスに関する開示の充実が議論され、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正が行われる予定です。

そこで、当取引所としても、さらなるコーポレート・ガバナンスに関する情報開示の充実のため、次のとおり、「定性的情報の記載要領」を改訂することと致しました。

- (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をはじめ、実施している各施策の採用に関する考え方の記載の充実について

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況については、記載が充実する傾向にあります。施策の実施に至った経緯や考え方、理由についての説明がなされていないケースが見受けられます。コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をはじめ、実施している各施策の採用に関する考え方等を説明することは、自社のコーポレート・ガバナンスに対する投資者の理解をより深め、その投資判断に資するものと考えられます。したがって、施策の実施状況を記載する際には、できるだけ当該施策の実施についての考え方等を合わせて記載いただきますようお願いいたします。

- (2) 内部監査及び監査役（監査委員会）監査、会計監査の状況に関する記載の追加について

昨年の不適切な開示事例の判明に伴い、上場会社の内部監査や会計監査等に対する投資者の注目と期待が高まっています。また、コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実等を内容とする企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正が予定され、有価証券報告書において内部監査及び監査役（監査委員会）並びに会計監査の状況の開示が求められることとなることから、決算短信においても、ご記載いただくことといたします。

なお、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況」以外の項目においても、記載の充実に資するよう、「会社の利益配分に関する方針」や「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」の項目等に、解説文を追加いたしましたのでご参照願います。

また、従来も各項目の＜記載上の留意点＞などにおいてお願いしておりましたが、平成16年3月期決算会社の有価証券報告書から開示を求められております、「事業等のリスク」、「財政状態及び経営成績の分析」及び「コーポレート・ガバナンスの状況」について、有価証券報告書において記載する内容が定まっている場合には、その内容を踏まえて、各項目において記載いただくよう改めてお願いいたします。なお、「事業等のリスク」については「経営成績」の中で記載するようお願いしておりましたが、別途項目を設ける形でご記載いただくよう項目の整理をいたしました。

3. 決算短信様式（1枚目）の見直し

- (1) 親会社等に関する記載の見直し（別紙1ページほか参照）

これまで、「親会社」を有する上場会社は、決算短信（1枚目）において、親会社名、コード番号及びその株式保有比率を記載していただいておりますが、親会社等に関する情報開示の拡充にあわせて、「親会社等」（定義は、2ページ参照）がある場合に、その名称及び議決権所有比率を記載していただくことといたしました。

なお、親会社等が複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等である場合は、いずれか1社）の名称を記載し、それ以外の親会社等については「（ほか○社）」と記載するようお願いいたします。コード番号及び議決権所有比率は、当該名称を記載した親会社等について記載してください。

(2) 配当支払開始予定日の記載の追加(別紙7ページほか参照)

従来から、中間決算短信においては、連結財務諸表作成会社は中間個別財務諸表の概要(1枚目)において、連結財務諸表非作成会社は中間決算短信(非連結)(1枚目)において、それぞれ、中間配当支払開始日を記載いただいておりますが、近年、株主総会以前に配当金支払いを開始するケースが見られるなど配当支払開始日が多様化していることを踏まえ、投資者への情報提供の充実の観点から、今期より、本決算に係る決算短信においても、連結財務諸表作成会社は個別財務諸表の概要(1枚目)において、連結財務諸表非作成会社は決算短信(非連結)(1枚目)において、それぞれ、配当支払開始予定日を記載していただきますようお願いいたします。

なお、決算発表時に配当支払開始予定日が決定されていない場合は、「未定」と記載してください。

4. 決算発表の早期化のための注記事項等の省略(決算短信の添付資料:別紙5ページ注3、6ページ注4ほか、40ページ、42ページを参照)

当取引所では、決算情報の詳細性と早期開示の両立の観点から、平成16年3月期決算発表より、一部の取りまとめに時間を要する情報について、決算発表の際、会社として省略して開示しても差し支えないと判断できるものである場合は、別途、開示が可能になり次第速やかに開示することができるとの取扱いを明らかにいたしました²。

決算発表時における各注記事項、定性的情報の省略の取扱いについては、別表にまとめておりますので、上場会社の皆様におかれましては、こうした方法の採用も含め、決算発表のより一層の早期化につきましてご検討いただきますようお願いいたします。

5. 財務会計基準機構の会員マークの表示のお願い

財団法人財務会計基準機構は、我が国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会の運営母体として、我が国資本市場の重要なインフラを担っています。当取引所ではかねてから、会計基準の重要性に鑑み、これを支える財務会計基準機構の財務基盤の強化を喫緊の課題と考え、上場会社の皆様に会員の加入を繰り返し要請してまいりました。これまでに多くの上場会社の皆様のご理解をいただくことができ、約8割の上場会社の会員加入が実現しております。

当取引所では、会員加入されている当取引所上場会社の会計基準の重要性に対する理解の高さを示し、また、財務会計基準機構への加入の一層のインセンティブとするため、会員加入されている上場会社に対し、決算短信をはじめとする適時開示資料において、財務会計基準機構の会員マークを掲載していただくようお願いしております。特に、決算短信等については、財務会計基準機構に加入している会社については、決算短信をT D n e tシステム上用意している入力フォームに従って作成、開示する場合には、自動的に財務会

² 詳細は、平成16年3月26日付情報取扱責任者宛通知「『決算短信、添付資料』記載要領の見直しについて」(名証自規G第7号)をご参照ください。

計基準機構の「会員マーク」及び「（財）財務会計基準機構会員」という表示が決算短信の右上に表示されることとなっております³（なお、入力フォームを利用されない場合や自動表示がなされない開示資料を作成する場合は、財務会計基準機構から配布されている「会員マーク」のデータファイルを各自資料に貼り付けることでご対応をお願いいたします⁴。）。

会員加入されている上場会社は、上記趣旨をご理解いただき、ご対応いただきますようお願いいたしますとともに、まだ会員加入されていない上場会社におかれましては、この機会に是非ご加入いただきますようお願いいたします。

6．電子公告の導入に際しての留意事項

本年2月に施行された「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）により、株式会社の公告は、従前の時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は官報に掲げる方法のほか、いわゆる電子公告による方法が認められています。また、電子公告の導入企業は、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の予備的公告方法として、官報又は日刊新聞紙のいずれかで定款に定めるものに掲げる方法によって公告をすることができることとされています。

当取引所では、従来から上場会社が行う公告については、地域的に限定されない多数の投資者によって株式が取得される可能性があることを踏まえ、その実効性を確保する観点から広範な周知に努めるよう適時開示規則に規定し（適時開示規則第13条の2）、広範な周知を確保する方法として、例えば、日刊新聞紙の全国版を定款上の公告紙として規定する方法や、公告に加えてインターネット上のホームページへの掲載及びT D n e tへの情報登録を活用すること等を例示しております（会社情報適時開示ガイドブック第1章-7ページ参照）。今般の商法改正により可能となった電子公告による方法につきましても、広範な周知を確保する方法として取り扱いますので、念のためご連絡いたします。

なお、電子公告を採用している上場会社が予備的公告方法により公告を行う場合についても、広範な周知に努めていただく必要がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします（広範な周知方法としては、例えば、日刊新聞紙の全国版を予備的公告のための公告紙として定款上に規定する方法や、公告に加えて、電子公告とは異なる自社ホームページへの掲載及びT D n e tへの情報登録を行うこと等が考えられます。）。

以 上

³ 詳細は、平成16年3月26日付情報取扱責任者宛通知「T D n e tを通じた開示資料の登録内容の一部変更について」（名証自規G第6号）をご参照ください。

⁴ 会員マーク（データファイル）は、財務会計基準機構ホームページ（<http://www.asb.or.jp/>）の会員サイトからダウンロードできます。